〇総 務 省告示第一号

地 域 公 共 交 通 \mathcal{O} 活 性 化 及 \mathcal{U} 再 生 に 関 す る 法 律 平 成 + 九 年 法 律 第 五. + 九 号) 第三 条 第 五. 項 \mathcal{O} 規 定 に

基 づ き、 地 域 公 共 交 通 \mathcal{O} 活 性 化 及 び 再 生 \mathcal{O} 促 進 に 関 す る 基 本 方 針 平 成 + 六 年 国 総 土 交務 通 省省 告 示 第

に基づき公表する。

号)

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

よう

に

変

更

令

和

五

年

t

月

日

カン

5

適

用

することとし

た

 \mathcal{O}

で

同

条

第

七

項

 \mathcal{O}

規

定

令和五年六月三十日

総務大臣 松本 剛明

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

 \mathcal{O} 傍 次 線 \mathcal{O} を 表 付 に ょ L り、 た 部 分 改 正 \mathcal{O} ょ 前 欄 う に に 改 掲 げ \Diamond る 規 改 定 正 \mathcal{O} 前 傍 欄 線 及 を Ţ 改 付 L 正 た 後 欄 部 に 分をこ 対 応 れ て に 掲 対 応 げ す る そ る \mathcal{O} 改 標 正 記 後 部 欄 分 に に 二 掲 げ 重 る 規定 傍 線

を

付

L

た

規

定

は

当

該

規

定

を

改

正

後

欄

に

掲

げ

る

ŧ

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

 \Diamond

る

改正後

ī,

する基本的な事項地域公共交通計画に定める事業に関

三

1 地域公共交通特定事業について

業及び 事業への影響、 の事業の特性や、 地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保する観点から、各々 制乗り放題運賃の設定等を行う地域公共交通利便増進事業がある。 産性向上を図る貨客運送効率化事業、 た鉄道事業の再生を地方公共団体等の支援により図る鉄道再生事業 を増進するため路線等の編成や事業内容の変更、 運送サービス継続事業、 ス提供事業者を選定し、 る輸送の維持を図るための鉄道事業再構築事業、 る軌道運送高度化事業、 廃止が見込まれる路線バス等について、公募により新たなサービ 地域公共交通計画の目標を達成するために必要な事業を適切に選 事業構造の変更を行うことにより旅客鉄道事業に係る路線におけ 域公共交通特定事業としては、具体的には、 当該計画に記載するものとする。 タクシー事業、 人口密度や自然条件等の地域特性等を踏まえた上で 地域における公共交通の利用状況、 海上運送事業の運送サービスの質の向上を図 地域旅客運送サービスを継続する地域旅客 貨客混載の取組の実施により公共交通の生 道路運送高度化事業、 地域公共交通の利用者の利便 海上運送高度化事業 等間隔運行や定額 廃止の届出がされ 軌道事業、 他の公共交通 バス事

(2) (2) (略)

(3) 道路運送高度化事業に関する留意事項

道路運送高度化事業については、次の点に留意する必要がある

、公安委員会等が講ずる走行円滑化措置が行われることが必要で掲げる事業については、バス事業の高度化と併せて、道路管理者地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第七号イに

地域公共交通特定事業その他の地域公共交通計画に定める事業に関

改

正

前

1 地域公共交通特定事業についてする基本的な事項

地域における公共交通の利用状況、 設定等を行う地域公共交通利便増進事業がある。 線等の編成や事業内容の変更、 事業、 を地方公共団体等の支援により図る鉄道再生事業、廃止が見込まれ 事業、 記載するものとする。 画の目標を達成するために必要な事業を適切に選択し、 口密度や自然条件等の地域特性等を踏まえた上で、地域公共交通計 ビスの持続可能な提供を確保する観点から、各々の事業の特性や、 客運送効率化事業、 定し、地域旅客運送サービスを継続する地域旅客運送サービス継続 る路線バス等について、 るための鉄道事業再構築事業、 を行うことにより旅客鉄道事業に係る路線における輸送の維持を図 地域公共交通特定事業としては、 海上運送事業の運送サービスの質の向上を図る軌道運送高度化 貨客混載の取組の実施により公共交通の生産性向上を図る貨 道路運送高度化事業、 地域公共交通の利用者の利便を増進するため路 公募により新たなサービス提供事業者を選 海上運送高度化事業、事業構造の変更 等間隔運行や定額制乗り放題運賃 廃止の届出がされた鉄道事業の再生 具体的には、 他の公共交通事業への影響、 地域旅客運送サー 軌道事業、 当該計画に ス事

(2) (略)

(3) 道路運送高度化事業に関する留意事項

団体、国、道路管理者、公安委員会等の連携及び協力を得ることては、通常車両の場合と比べ、より多くの手続を要し、地方公共置が行われることが必要であり、また、連節バスの導入に当たっ道路管理者、公安委員会等が講ずる道路交通の円滑化に資する措道路運送高度化事業については、バス事業の高度化と併せて、

(4) (9) かつ、転倒防止につながる優れた加減速性能を有する、利便性及 して観光地等における魅力的な移動手段となることも想定されるび安全性の観点からも優れた移動手段であり、その静穏性を活か なく、地域のニーズや課題に的確に対応し、かつ、運送サービス う必要がある。 から、協議会等において、特にこれらの関係者と緊密な協議を行 ども踏まえることが重要である。 する路線等の検討に当たっては、こうした走行特性や航続距離な 炭素化につながることはもとより、騒音及び振動の程度が低く、 て二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないことから地域の脱 に連携することが望ましい。 の質の向上が図られるものとなるよう、地方公共団体等とも十分 合と比べ、より多くの手続を要し、地方公共団体、 あり、また、連節バスの円滑な導入に当たっては、 同号ハに掲げる事業については、電気自動車は、走行時にお 同号ロに掲げる事業については、単に新技術を導入するだけで 公安委員会等の連携及び協力を得ることが不可欠であること 地域全体の価値向上につながることが期待され、その導入 、国、道路管理、通常車両の場

これらの関係者と緊密な協議を行う必要がある。が円滑な導入に不可欠であることから、協議会等において、特に

2 (4) (5 略 (9)

2

(略

(略